

医政発 0507 第 3 号
令和 6 年 5 月 7 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について

令和 6 年 4 月 23 日に開催された医道審議会医師分科会において、現行の医師国家試験受験資格の認定基準の一部を明確化することが適当である旨了承されたことを踏まえ、「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」（平成 17 年 3 月 24 日付け医政発第 0324007 号厚生労働省医政局長通知）の一部を別紙のとおり改正したので通知する。

貴職におかれては、改正の内容について御了知いただき、貴管内の保健所設置市、特別区及び関係団体等に周知方願いたい。

(別紙)

「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
(別 添)	(別 添)
医師国家試験受験資格認定 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 11 条第 3 号に基づく医師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1 審査対象者 外国の医学校を卒業し、又は外国において医師免許を得た者。<u>なお、本項において医学校とは現代西洋医学の医学校、医師免許とは現代西洋医学の医師免許を意味するものであり、伝統医学専攻のみ又は伝統医学の医師免許のみを得た者を含まない。</u> 2 (略) 3 認定基準 (1) 書類審査 審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の医学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。 ①から⑥までの項目を満たすことを要する。 ① 外国医学校の修業年数 ア) 医学校の入学資格 高等学校卒業以上（修業年数 12 年以上） イ) 医学校の教育年限及び履修時間 6 年以上（進学課程：2 年以上、専門課程：4 年以上）の一貫した<u>現代西洋医学の専門教育</u>（4500 時間以上）を	医師国家試験受験資格認定 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 11 条第 3 号に基づく医師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1 審査対象者 外国の医学校を卒業し、又は外国において医師免許を得た者 2 (略) 3 認定基準 (1) 書類審査 審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の医学校を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。 ①から⑥までの項目を満たすことを要する。 ① 外国医学校の修業年数 ア) 医学校の入学資格 高等学校卒業以上（修業年数 12 年以上） イ) 医学校の教育年限及び履修時間 6 年以上（進学課程：2 年以上、専門課程：4 年以上）の一貫した専門教育（4500 時間以上）を受けてい

(別紙)

「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正に係る新旧対照表

受けていること。ただし、5年であっても、5500時間以上の一貫した専門教育を受けている場合には、基準を満たすものとする。 り) 医学校卒業までの修業年限 18年以上 ②～⑥ (略) (2)・(3) (略) 4 (略) *作成上の注意 1～5 (略) 医師国家試験予備試験受験資格認定 医師法第12条に基づく医師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1 審査対象者 外国の医学校を卒業し、又は外国において医師免許を得た者。 <u>なお、本項において医学校とは現代西洋医学の医学校、医師免許とは現代西洋医学の医師免許を意味するものであり、伝統医学専攻のみ又は伝統医学の医師免許のみを得た者を含まない。</u> 2 (略) 3 認定基準 左記の(1)から(7)までの認定基準を満たした者に対し医師国家試験予備試験受験資格認定を行う。	ること。ただし、5年であっても、5500時間以上の一貫した専門教育を受けている場合には、基準を満たすものとする。 り) 医学校卒業までの修業年限 18年以上 ②～⑥ (略) (2)・(3) (略) 4 (略) *作成上の注意 1～5 (略) 医師国家試験予備試験受験資格認定 医師法第12条に基づく医師国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。 1 審査対象者 外国の医学校を卒業し、又は外国において医師免許を得た者 2 (略) 3 認定基準 左記の(1)から(7)までの認定基準を満たした者に対し医師国家試験予備試験受験資格認定を行う。
--	---

(別紙)

「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正に係る新旧対照表

(1) (略) (2) 専門科目の履修時間 3500 時間以上で、かつ一貫した<u>現代西洋医学の専門教育</u> を受けていること (3)～(7) (略) 4・5 (略)	(1) (略) (2) 専門科目の履修時間 3500 時間以上で、かつ一貫した教育を受けていること (3)～(7) (略) 4・5 (略)
--	---